入園・転園申込みに関する確認書

令和8年度

※すべての事項をお読みになり、確認欄(□)にチェックの上、署名をお願いします。

No.	課	確認欄				
	入園・転園の申し込みについて					
1	申し込み前に「保育園・こども園等の入園案内」を読み、内容を理解しました。					
2	保育園・区立こども園・幼保一体施設・認定こども園・地域型保育事業の入園は、保育を必要とする状況にあることが要何で、該当しない場合は申込受付できません。入園後も要件に該当しなくなった場合は退園となります。	牛 🗆				
3	地域型保育事業は0歳児(生後57日後)から2歳児クラス(満3歳児になった年度の末日)までです。対象外の児童の申込は無効です。また、地域型保育事業のうち、小規模保育事業は生後10か月からとなります。	込み				
4	認可保育園等に入園する場合、他の認可保育園、幼稚園(新制度移行園)及び企業主導型保育事業との二重在籍はできせん(入園は実際の登園開始日にかかわらず毎月1日と考えます)。また、3~5歳児クラスの場合、幼児教育・保育の無値が入園した認可保育園等に適用されるため、認証保育所減額補助や認可外保育施設の無償化の対象にはなりません。					
5	申込書の有効期間は、当該年度の1月入園分までです(2・3月入園は行っていません)。年度内に入園に至らず、翌年度 月以降も引き続き入園を希望する場合は、再度の申し込みが必要となります。	4 🗆				
6	提出書類の内容等について、電話や訪問などにより住所や就労先等へ確認することがあります。					
7	入所調整会議は、締切日までに提出された書類で審査します。必要書類が不足している場合は、申込受付できません。					
8	申し込み後、保護者の仕事等の状況が変更になった場合は、速やかに就労証明書等を提出してください。					
9	入園または転園の意思がなくなった場合は、速やかに「入園辞退・入園(転園)申請取下書」を提出してください。提出のな場合は、入園・転園の意思があるものとして、引き続き審査対象となります。取下げの手続きを失念し内定した場合であった、内定を辞退した場合はNo.16のとおり取り扱います。					
	入所選考について					
10	4月入園の選考について、幼稚園・区立こども園・幼保一体施設の短時間保育を申し込んでいる場合は、入園選考時の 順位が下がります。	△□				
11	選考指数は、就労証明書で証明された就労日数・就労時間が入園希望月まで引き続くものとして決定します。入園希望において転職や就労契約の変更を予定している場合は、変更後の就労日数・就労時間がわかる就労証明書を提出してくさい。					
12	育児休業を延長した場合、就労証明書の再提出が必要となります。提出がない場合、育児休業が終了したものとみなし、数の加算(1歳児クラス以上)の適用がなくなります。	指				
13	「就労内定」を要件として申し込んだ場合は、就労開始後に就労証明書の再提出が必要です。提出がない場合、引き続き 「就労内定」扱いとなります。					
14	入所調整会議での選考順位は、新規申し込みや指数変更等で随時変動するため、お答えしていません。					
15	入園内定の可否は、入園希望月の結果発表予定日前後に電話または文書で連絡します。入園希望月に入園できなかった場合、翌月以降は入園内定した場合のみ連絡します。	た _□				
16	内定を辞退した場合は、①申し込みは自動取下げとします。(再度入園を希望する場合は、申込書類一式の再提出が必要です。)②辞退した翌月から6か月間、年度の切り替えに関わらず入園順位が下がります。③年度内は辞退した園を案内ません。					
17	入園が内定した場合、入園月を先延ばしすることはできません。入園月中に登園を開始してください。入園できない・希望ない月は申し込みの取下げをしてください。入園内定月に入園されない場合は、辞退扱いとします。	望し				
18	育児休業中に「就労」を要件として申し込み、入園が決定した場合は、入園月中に復職をする必要があります。 きょうだいで同時に入園申し込みを行い、きょうだいの組み合わせを「1人だけでも入園を希望する」としている方については、お子さんが一人でも入園する場合、そのほかのお子さんの入園が決定していない場合であっても復職が必要です。	τ <u></u>				
19	転園が内定した場合は、必ず転園していただくこととなります。転園内定を辞退した場合は、現在通園している園につい 退園となります。	Cŧ 🗆				
20	千代田区を転出した場合は、申し込みを自動取下げとします。					
22	入園月の前月末日までに面接・健康診断を受けられない場合は、原則として内定辞退(№16)として取り扱います。また、 「康診断の結果によっては内定を取り消す場合があります。	健				

No.	確	認	事	項	確認欄
23	千代田区へ転入予定で申し込む場合 日までに転入しない場合は、内定辞退			民入手続(住民票異動)が必要です。期	
24	育児休業中にお子さんを区外の認可で場合は、復職が必要となります。入園			へ転入し、認可保育園等に入園される は就労証明書をご提出ください。	
25	認可保育園等に入園が内定した場合	よ、入園申込書及び添付	資料の写しを内定園に	提供します。	
26		ごスも含む)から入園・転	園先の園へ児童の情報	施設等(幼稚園、認可外保育施設及び を提供することがあります。また、子ど	
27	千代田区内の小規模保育事業、事業 児クラスの入園を申し込む場合、入園 区域内在住者であれば2位、クレアナ 了者は2位)として選考を行いますが、	順位の1位(区立こども園 ーサリー市ヶ谷の選考の	國の場合は管内在住者で み厚生労働省5号館保	であれば1位、幼保一体施設の場合は 育室修了者が1位のため、その他の修	
		入園後	について		
28	入園後は、徐々に預かり時間・日数を 状況を勘案して園長が決定します。	増やしていく「慣らし保育	「」があります。具体的な	期間や時間は、お子さんや保護者の	
29	入園後の保育時間は、原則として保育 お、育児休業取得中の保育時間はお-				
30	育児休業を取得している場合は、入所職後の就労日数・就労時間などが変れ	「月中に復職し、復職後速 つる場合は、就労証明書を	きやかに復職証明書また を提出してください。	とは就労証明書をご提出ください。復	
31	入園後、延長保育・土曜保育が必要と	なる場合は、就労時間を	証明できる書類を提出	してください。	
32	法令の定めにより、年に一度、保育を きます。これらの書類の提出がない場			兄調査書などの書類を提出していただ -。	
33	保育料無償化のための階層決定及び 書、障害者手帳等)または、区が保有 報で証明が十分でない場合は、改めて	する情報の利用に同意し	ます。※他部署に提出さ		
34	千代田区以外で課税されている場合 第8号及び同法第22条第1項の規定は 民税課税情報を取得します。				
35	期日までに保育料無償化のための階層決定に必要な書類の提出がない場合、保育料の無償化を受けられない場合があります。				
36	月極延長保育料やスポット延長保育料極延長保育料決定のために必要な書				
37	入園した児童の在園中の健やかな成式 所、児童・家庭支援センター、保育施記				
38	習い事等のための早退・遅参は、児童	の園生活に支障のない。	ように、園長に相談の上	行ってください。	
39	通園区域外の区立こども園や幼保一位 学校に入学することになります。	本施設に入園した場合で	も、小学校入学の際には	は原則として指定される通学区域の小	
40	求職活動予定を理由とした在園期間に を経過する日が属する月の末日まです。これらの期間中に、他の在園要件	です。出産を理由とした在	園期間は、出産予定月	の前2か月から出産後2か月までで	
41	千代田区外に転出した場合は、①認可か月以内に退園となります。②区立こ園となります。※①、②の園についてにまた、転出後も引き続き通園する場合	ども園は3か月以内に退 は、5歳児クラスに限り卒[園となります。③幼保- 園まで在園可能です。	就労先・就学先がある場合を除き、3 ・体施設・地域型保育事業は直ちに退	
42	入園後2か月を超えて欠席した場合に	、退園となります。			
43	小規模保育事業の保育時間は最大9 日までの開園で土曜日保育は行いま	:00から18:00までです せん。	。小規模保育事業と事	業所内保育事業は、月曜日から金曜	
木	確認書の事項について確認・同意し				

本確認書の事項について確認・同意しました。	
年 月 日	保護者署名 ————————————————————————————————————